

令和5年第12回霧島市農業委員会定例総会

日 時	令和5年12月27日(水) 13時35分
出席委員 (19名)	1番 二月田 努 2番 中 園 真 一 3番 相 良 悟 4番 鎌 田 陽 一 5番 中 村 優 志 6番 田 代 一 友 7番 松 下 さえ子 (会長職務代理者) 8番 有 村 啓 太 9番 東 鶴 昭 雄 10番 上 原 雄 二 11番 清 水 和 子 12番 岡 村 勝 敏 13番 山之内 悟 14番 笹 峯 久 雄 15番 大 山 茂 美 16番 長 崎 恵 里 子 17番 今 村 浩 一 18番 常 盤 信 一 19番 槐 島 睦 夫 (会 長)
欠席委員 (名)	
事務局 振興農地グループ	事務局長 堀ノ内 敬久 グループ長 秋窪 貴洋 サブリーダー 中村 真貴子 主 査 剥岩 泰三 主 査 徳永 香理 主任主事 水迫 時巳 主任主事 富田 真宏
議事日程	「諸般の報告」「事務局報告」 1「農用地利用集積計画(利用権設定・所有権移転・農地中間管理権の設定)の意見決定」について 2「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について 3「農業振興地域整備計画の一部変更(除外・編入・用途区分変更)申出の意見決定」について 4「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について 5「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について 6「農地法第5条事業計画変更承認申請の処分決定」について

開 会 13時35分

事務局長	姿勢を正してください。一同、礼。
議長(会長)	それでは令和5年第12回霧島市農業委員会定例総会を開催いたします。 まず、本日の出席農業委員ですが、19名となります。よって本会は、農業委員会会議規則第6条の規定により、出席委員は過半数に達しているため会議は成立いたしております。本日の議事日程につきましては、配布いたしました議案書のとおりとなっております。議事に入る前に議案の修正等ありましたら報告をお願いします。事務局。
事務局	[事務局より議案の修正等を報告]

議長（会長）	次に、本日の議事録署名委員の指名を行います。 議事録署名委員を議長から指名させていただくことをご異議ございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご異議なしとのことですので、本日の議事録署名委員は 11 番委員と 12 番委員の両名を指名いたします。よろしくお祈いします。次に事務局報告です。事務局。
事務局長	〔会長等が出席した会議等について報告〕
議長（会長）	事務局報告が終わりましたので、さっそく議事に入ります。

△ 議案第 1 号 「農用地利用集積計画（利用権設定・所有権移転・農地中間管理権設定）の意見決定」について

議長（会長）	まず、議案第 1 号「農用地利用集積計画の意見決定」についてを議題といたします。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、農用地利用集積計画案を決定するため審議を求めます。今月は所有権移転 9 件、利用権設定 39 件、合計 48 件について、市長より意見を求められております。また、農地法第 18 条第 6 項の解約通知が 18 件提出されております。これらにつきましては、農地利用最適化推進会において審議されておりますので、一括して事務局よりその報告を求めます。事務局。
事務局	議案第 1 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項農用地利用集積計画の意見決定」につきまして報告いたします。総会前の農地利用最適化推進会におきまして、基盤強化法の所有権移転 9 件、筆数 17 筆、面積 33,323 ㎡。利用権設定 39 件、筆数 62 筆、面積 87,887 ㎡。中間管理権設定はありませんでした。このことにつきまして現地調査及び協議された結果、全件、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしているため、妥当と判断されましたので報告いたします。以上です。
議長（会長）	事務局の報告が終わりました。只今の報告につきまして、ご意見ご質疑等がございますか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	それでは、なしという声もございましたので質疑終了いたします。只今の報告では、全件、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしているとのことですので、お諮りいたします。議案第 1 号「農用地利用集積計画の意見決定」につきましては、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	全員賛成です。よって本案件は承認することに決定をし、その旨を市長に答申いたします。

△ 議案第 2 号 「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定」についてを議題といたします。当委員会に対し、農地法第 3 条の規定による許可申請が 21 件提出されておりますので、この処分について審議を求めます。なお、国分 3 と牧園 19 につきましては、議事参与となりますので別途審議をさせていただきます。それでは調査委員の報告を求めます。 まず、国分 1 を 7 番委員。
7 番委員	2 号 1 番について報告をいたします。申請地は上井コミュニティ広場の北東に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは、1 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上で報告を終わります。
議長（会長）	次に、隼人 2 を 11 番委員。
11 番委員	2 号 2 番について報告いたします。申請地は旧霧島市水道部の東に位置し、現況は畑である。

	申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 2 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に、国分 4 から 8 までを 13 番委員。
13 番委員	<p>まず、2 号 4 番です。申請地は国分南中学校の北西に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 2 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>続きまして 2 号 5 番について報告をいたします。申請地は国分南中学校の東と南に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 2 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>続きまして 2 号 6 番について報告をいたします。申請地は国分南中学校の南東に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 1 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>続きまして 2 号 7 番について報告をいたします。申請地は深迫公民館の南西に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 2 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>続きまして 2 号 8 番について報告をいたします。申請地は朴木公民館の南東に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 2 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上で報告を終わります。</p>
議長（会長）	同じく国分 9 を 17 番委員。
17 番委員	2 号 9 番です。申請地は川原小学校の南西に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 1 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に、隼人 10 を 5 番委員。
5 番委員	2 号 10 番を報告します。申請地は里上公民館の南西に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 3 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上報告します。
議長（会長）	同じく隼人 11 から 13 までを 7 番委員。

7 番委員	<p>2号11番について報告をいたします。申請地は隼人温水プールの南に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>続きまして2号12番について報告をいたします。申請地は宇都公民館の東と南に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>2号13番について報告をいたします。申請地は中福良小学校の南東に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは3名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上で報告を終わります。</p>
議長（会長）	同じく隼人14、15を10番委員。
10 番委員	<p>2号14番、15番は申請人が同一であるため一括で報告いたします。申請地は市営東郷団地の西、南、南西に位置し、現況は不耕作である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。なお、14番については入り口がないため通路の同意は得られている。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に、溝辺16を1番委員。
1 番委員	<p>2号16番を報告します。申請地は竹子小学校の東に位置し、現況は畑である。申請地の※※については※※さんが令和6年1月までの使用収益権を設定されている。なお、今回の申請に当たって解約通知が提出されております。また、※※は受人が現在耕作されております。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われれます。以上です。</p>
議長（会長）	同じく溝辺17を3番委員。
3 番委員	<p>2号17について報告いたします。現地調査は7番委員に行っていただいております。申請地は土橋公民館の北西に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に、牧園18を11番委員。
11 番委員	<p>2号18について報告いたします。申請地は有村公民館の南西に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に、福山20、21を19番に代わり7番委員。

7 番委員	<p>まず、2号 20 番について報告します。申請地は西牧之原地区公民館の北西に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 2 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>続きまして 2 号 21 について報告します。申請地は福山家畜審査場の南東に位置し、現況は不耕作である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 2 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上で報告を終わります。</p>
議長（会長）	報告が終わりました。只今の報告につきまして、ご意見ご質疑等はございませんか。
6 番委員	はい。
議長（会長）	はい。6 番委員どうぞ。
6 番委員	ピーカンナッツって何ですか。
議長（会長）	はい。隼人の 14、15 ですが、調査委員分かりますか。
10 番委員	はい。チョコレートの中にナッツが入ってますが、その木を植えるということです。
事務局	はい。
議長（会長）	はい。事務局どうぞ。
事務局	はい。ピーカンナッツですが、クルミやアーモンドのように硬い殻に入ったナッツの一種です。※※というチョコレート等を製造する会社から委託を受けて、栽培するという事です。
議長（会長）	はい。了解です。他にございませんか。
6 番委員	もう一つすみません。
議長（会長）	はい。どうぞ 6 番委員。
6 番委員	2 番の※※さんですが、大島郡になってますがこっちに拠点があるんでしょうか。
議長（会長）	はい。隼人の 2 ですが、受人の方の住所が徳之島ということでそれについて。
事務局	はい。
議長（会長）	はい。事務局。
事務局	会社の方が徳之島にある法人です。申請地の横に倉庫があるんですが、そこを工場として使用するという事で、その辺一帯を今後取得していくということです。代表取締役の方が、今、国分に部屋を借りていらして、行ったり来たりされているということで、あと一人霧島市に住まわれている方を雇用して一緒に耕作をするということです。
議長（会長）	6 番委員よろしいですか。
6 番委員	はい。分かりました。
議長（会長）	他にございませんか。
17 番委員	はい。
議長（会長）	はい。17 番委員。
17 番委員	最後の 21 番ですが、現状は畑ですか。
議長（会長）	少し伐採作業が始まっています。植林がしてあるものではなくて、雑木が立っている状況でしたので。
17 番委員	杉の苗ということだから、少し影があった方が良いのかなと思って。
議長（会長）	育苗をするということで、穂木を取るということで 3 条なんですけれども、我々の推進会議の中でも少し揉んだところです。向う 3 年間ここは注意深く見ようということで、今回、許可

	をする方向でいっております。他にございますか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	それでは、なしという声もございましたので、質疑終了いたします。お諮りいたします。議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」につきましては、国分3と牧園19を除き許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	全員賛成です。よって、本案件は国分3と牧園19を除き許可することに決定いたしました。次に、議事参与の件に入っていきますが、まず国分3を審議いたしますので、13番委員は退席をお願いいたします。
	〔13番委員退席〕
議長（会長）	それでは、調査委員の報告を求めます。 国分3を4番委員。
4番委員	2号3番を報告いたします。申請地は国分湊地区自治公民館の東に位置し、現況は田である。申請地には※※さんが令和9年3月までの使用収益権を設定している。なお、今回の申請にあたって同時合意解約通知が提出されている。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上で報告を終わります。
議長（会長）	はい。それでは只今の報告につきまして、ご意見ご質疑等何かございますか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	はい。なしという声もございましたが、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」の国分3につきましては、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	はい。全員賛成です。よって、国分3は許可することに決定をいたしました。13番委員の退席を解きます。13番委員は着席をお願いいたします。
	〔13番委員着席〕
議長（会長）	13番委員に報告いたします。国分3につきましては許可することに決定をいたしました。次に、牧園19を審議いたしますので、11番委員は退席をお願いいたします。
	〔11番委員退席〕
議長（会長）	それでは、調査委員の報告を求めます。 牧園19を16番委員。
16番委員	2号19について報告をいたします。申請地は坂下公民館の東に位置し、現況は樹園地である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは3名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われれます。以上です。
議長（会長）	はい。只今の報告につきまして、ご意見ご質疑等ございますか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」の牧園19につきましては、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕

議長（会長）	はい。全員賛成です。よって、牧園 19 は許可することに決定をいたしました。 11 番委員の退席を解きます。11 番委員は着席をお願いいたします。
	〔11 番委員着席〕
議長（会長）	11 番委員に報告をいたします。牧園 19 につきましては許可することに決定をいたしました。

△ 議案第 3 号 「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定」について

議長（会長）	次に、議案第 3 号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定」についてを議題といたします。農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の農用地除外 1 件について、市長より意見を求められておりますので、当委員会での審議を求めます。調査員の報告を求めます。 牧園 1 を 11 番委員。
11 番委員	3 号 1 番について報告いたします。申出地は横瀬公民館の南西に位置し、現況は田である。除外目的は山林にするものである。また、除外されたと仮定した場合、申出地は第 2 種農地のその他の農地に該当するものと思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。当申出は、除外に係る 5 つの要件を満たしているため、除外はやむを得ないと思われる。以上報告いたします。
議長（会長）	はい。報告が終わりました。只今の報告につきまして何かご意見、ご質疑等ございませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	それでは質疑終了いたします。お諮りいたします。議案第 3 号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定」についての農用地除外 1 件につきましては、承認することに賛成の方の挙手を求めます。 〔全員挙手〕
議長（会長）	はい。全員賛成です。よって、本案件は承認することに決定をし、その旨を市長に答申することといたします。

△ 議案第 4 号 「農地法第 4 条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	それでは次に、議案第 4 号「農地法第 4 条の規定による許可申請の処分決定」についてを議題といたします。当委員会に対し、農地法第 4 条の規定による許可申請が 2 件提出されておりますので、この処分について審議を求めます。それでは調査委員の報告を求めます。 まず、国分 1 を 13 番委員。
13 番委員	4 号 1 番について報告をいたします。申請地は深迫公民館の南西に位置し、現況は不耕作である。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上で報告を終わります。
議長（会長）	次に、霧島 2 を 2 番委員。
2 番委員	議案第 4 号 2 番。申請地は堀之内公民館の北東に位置し、現況は畑である。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上報告いたします。
議長（会長）	はい。調査員からの報告が終わりました。只今の報告につきまして、ご意見ご質疑等はございますか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（会長）	それでは、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」につきましては、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	[全員挙手]
議長（会長）	はい。全員賛成です。よって、本案件は許可することに決定をいたしました。

△ 議案第5号 「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」についてを議題といたします。当委員会に対し、農地法第5条の規定による許可申請が11件提出されておりますので、この処分について審議を求めます。それでは、これも現地調査が行われておりますので報告を求めます。 まず、国分1を11番委員。
11番委員	5号1番について報告いたします。申請地は有下公民館の東に位置し、現況は田である。農地区分は第1種農地の集落接続施設に該当するものと思われる。転用目的は建売住宅3棟を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上報告いたします。
議長（会長）	同じく国分2、3を12番委員。
12番委員	5号2番、3番を続けて報告いたします。 まず、5号2番です。申請地は国分南中学校の東に位置し、現況は不耕作である。農地区分は第1種農地の集落接続施設に該当するものと思われる。転用目的は建売住宅2棟を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。 続いて5号3番です。申請地は下井地区集会所の南西に位置し、現況は不耕作である。農地区分は第1種農地の集落接続施設に該当するものと思われる。転用目的は一般住宅を1棟建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	同じく国分4を13番委員。
13番委員	5号4番について報告をいたします。申請地は深迫公民館の南西に位置し、現況は不耕作である。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないものと思われる。以上で報告を終わります。
議長（会長）	同じく国分5から7までを18番委員。
18番委員	5号5番から7番まで続けて報告をさせていただきます。 まず、5号5番。申請地は姫城公民館の北西に位置し、現況は不耕作であります。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当するものと思われます。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われます。また、隣接地宅地の456.21㎡を一体利用するもので、また、その同意は得られております。全体計画面積は620.21㎡であります。宅地の500㎡を超える部分がありますが、進入通路部分があり有効宅地面積は500㎡以内であります。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われます。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思わ

	<p>れます。</p> <p>5号6番。申請地は府中地区公民館の北西に位置し、現況は不耕作であります。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われま。転用目的は共同住宅1棟、駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われま。また、隣接地宅地の387.13㎡を一体利用するもので、また、その同意は得られております。全体計画面積は996.13㎡であります。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われま。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われま。</p> <p>5号7番。申請地は国分北小学校の北東に位置し、現況は不耕作であります。農地区分は第2種農地の市街地近接農地に該当するものと思われま。転用目的は建売住宅2棟を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われま。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われま。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われま。以上です。</p>
議長（会長）	次に、隼人8、9を5番委員。
5番委員	<p>8番、9番続けて報告いたします。</p> <p>5号8番を報告します。申請地は県営隼人団地の西に位置し、現況は不耕作である。農地区分は第2種農地の市街地近接農地に該当するものと思われ。転用目的は建売住宅6棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われ。また、隣接地5条許可地の1,387㎡を一体利用するもので、全体計画面積は2,574㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われ。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われ。</p> <p>続きまして5号9番を報告します。申請地は人権啓発センターの東に位置し、現況は畑である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われ。転用目的は宅地分譲1区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われ。また、隣接地宅地の200.28㎡を一体利用するもので、全体計画面積は407.28㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われ。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われ。以上報告します。</p>
議長（会長）	同じく隼人10を10番委員。
10番委員	5号10番を報告いたします。申請地は宮内小学校の北に位置し、現況は不耕作である。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当するものと思われ。転用目的は建売住宅3棟、道路を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われ。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われ。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないものと思われ。以上報告を終わります。
議長（会長）	次に、霧島11を2番委員。
2番委員	議案第5号11番。申請地は栢田自治公民館の東に位置し、現況は田である。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当するものと思われ。転用目的は一般住宅1棟を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われ。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われ。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないものと思われま。以上報告いたします。
議長（会長）	調査員からの報告が終わりました。只今の報告につきまして、ご意見ご質疑等ございますか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	それではご質疑等ないようですので質疑終了いたします。お諮りいたします。議案第5号「農

	地法第 5 条の規定による許可申請の処分決定」につきましては、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	[全員挙手]
議長（会長）	はい。全員賛成です。よって、本案件は許可することに決定をいたしました。つきましては、1 月 10 日開催予定の鹿児島県農業会議常設審議委員会に、法律により定められた案件及び県農業会議の決議に該当する案件について意見聴取いたします。

△ 議案第 6 号 「農地法第 5 条事業計画変更承認申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第 6 号「農地法第 5 条事業計画変更承認申請の処分決定」についてを議題といたします。当委員会に対し、農地転用許可後の転用事業の促進等に関する事務処理に基づく、農地転用事業計画変更承認申請が 3 件提出されておりますのでこの処分について審議を求めます。それでは、調査委員の報告を求めます。 まず、国分 1、2 を 12 番委員。
12 番委員	6 号 1 番、2 番を続けて報告いたします。 6 号 1 番。申請地は国分南中学校の東に位置し、現況は不耕作である。農地区分は第 1 種農地の集落接続施設に該当するものと思われる。当初転用目的は建売住宅 1 棟でしたが、今回の転用目的は建売住宅 2 棟を建設するものである。排水に関しては浄化槽を通じて道路側溝に流す計画のため問題はないものと思われる。周囲の農地に与える影響は変更前と比較して同程度であり、また、その必要性・確実性もあると思われるため、事業計画変更についてはやむを得ないものと思われる。 続きまして 6 号 2 番です。申請地は下井地区集会所の南西に位置し、現況は不耕作である。農地区分は第 1 種農地の集落接続施設に該当するものと思われる。当初転用目的は建売住宅 1 棟でしたが、今回の転用目的は一般住宅 1 棟を建築するものである。排水は浄化槽を通じて用排水路に流す計画のため問題はないものと思われる。周囲の農地に与える影響は変更前と比較して同程度であり、また、その必要性・確実性もあると思われるため、事業計画変更についてはやむを得ないものと思われる。以上です。
議長（会長）	次に、隼人 3 を 5 番委員。
5 番委員	6 号 3 番を報告します。申請地は県営隼人団地の西に位置し、現況は造成地と不耕作である。転用目的は建売住宅 6 棟を建築するものである。農地区分は第 2 種農地の市街地近接農地に該当するものと思われる。周囲の農地の用水路及び排水路は確保されている。家庭用排水は浄化槽を通じて道路側溝に流す計画のため問題はないものと思われる。周囲の農地に与える影響は変更前と比較して同程度であり、また、その必要性・確実性もあると思われるため、事業計画変更についてはやむを得ないものと思われる。以上報告します。
議長（会長）	はい。ご苦労様でした。只今の報告につきまして、何かご意見ご質疑等はございますか。
	[「なし」との声あり]
議長（会長）	はい。それではないようですので、質疑終了をいたします。お諮りいたします。議案第 6 号「農地法第 5 条事業計画変更承認申請の処分決定」につきましては、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
	[全員挙手]
議長（会長）	はい。全員賛成です。よって、本案件は許可することに決定をいたしました。 以上で、令和 5 年第 12 回定例総会に付議されました議案の審議は、全て終了いたしました。 次に、何かその他はございますか。
7 番委員	はい。

議長（会長）	はい。7番委員どうぞ。
7番委員	すみません。お願いがあるんですけど、3条の取得の調査をする時に、受人に聞き取り調査をするんですが、電話番号が書いてあっても全然出られない人がいらっちゃって、そして代理で行政書士さんとかが手続きをされるんですけど、その受人の方の情報を知らない方がいらっちゃうので、できたら受付をした時に、聞き取り調査の電話が担当委員からありますというのを添えていただけたら有難いなと思います。
議長（会長）	はい。事務局、今の話よろしいでしょうか。行政書士さんの方に一言そのところを申し添えてほしいという要望です。
事務局	はい。今後そのようにさせていただきます。
議長（会長）	他に何かございませんか。
	〔「なし」との声あり〕
	それではないようですので、以上で令和5年第12回霧島市農業委員会定例総会を終了させていただきますが、本当に今年も後わずかとなってきたところであります。委員の皆様方には、今年1年、様々な活動に精力的に活動していただきましたこと誠にありがとうございます。皆様方が来年が良い年となりますようにご祈念申し上げまして、本日はこれにて散会といたします。どうぞ良いお年をお迎えくださいませ。お疲れさまでした。
事務局長	姿勢を正してください。一同、礼。お疲れさまでした。

閉会 14時30分